【規程番号　行法Ⅳ－004】

# 行吉学園国際交流協定等締結要領

（趣　旨）

**第１条**　この要領は、行吉学園（以下「学園」という。）、神戸女子大学（以下「大学」という。）及び神戸女子短期大学（以下「短大」という。）が外国の大学等教育研究機関との国際交流に係る協定及び覚書等（以下「交流協定等」という。）を締結する場合に必要な手続きを定めるものとする。

（適用の範囲）

**第２条**　この要領は、学園、大学及び短大の名称を冠する交流協定等を締結する場合に適用するものとし、各教員が個人の教育研究活動及び学会活動等の一環として締結する協定等を含むものとする。

（協定等の締結）

**第３条**　交流協定等の締結は、理事長又は大学及び短大の学長が行うものとする。

（締結の決定）

**第４条**　交流協定等の締結の決定は、次の区分により行う。

(1) 学園が締結するものにあっては、理事長が常任理事会の議を経て決定する。ただし、教学に係わる事項を含むときは、予め大学においては部局長等会議の意見を聴くものとする。

(2) 大学が締結するものにあっては、国際交流推進委員会、部局長等会議及び常任理事会の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

(3) 短大が締結するものにあっては、学科主任会議、部局長等会議及び常任理事会の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

（締結の発案）

**第５条**　交流協定等締結の発案者は次のとおりとする。

(1) 学園が締結するものにあっては、総務課（学園企画担当）若しくは総務企画部長とする。

(2) 大学及び短大が締結するものにあっては、学部長等（神戸女子大学・神戸女子短期大学部局長等会議規程第２条に定める構成員）等とする。

２　交流協定等締結の発案は、発案者が締結の趣旨、効果及び交流事業等の概要を記した書面を理事長及び学長に提出することにより行うものとする。

（交流協定等の表記等）

**第６条**　交流協定等は、原則として英語で作成し、署名し締結するものとする。ただし、締結の審議・決定にあたっては日本語訳を添付し検討するものとする。

（交流協定等の保管）

**第７条**　締結した交流協定等の正本は総務課（総務人事担当）において保管し、複本は大学事務局において保管する。

（改　廃）

**第８条**　この要領の改廃は、理事長が学長の意見を聴取の上、常任理事会の議を経て行う。

**附　則**

この要領は、平成 23 年（2011 年）5 月 11 日から施行する。

**附　則**

この要領は、平成 23 年（2011 年）11 月 1 日から施行する。

**附　則**

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附　則**

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**附　則**

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

**附　則**

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（事務組織名称の変更）

**附　則**

この要領は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。